

あいりケアプラン 運営規程

第1条 （事業の目的）

有限会社アット が設置するあいりケアプラン(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援及び介護予防支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

第2条 （運営の方針）

事業所の介護支援専門員は、要介護状態又は要支援状態となった場合においても、その心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

- 2 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の自立支援に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される居宅サービス又は介護予防サービス等が特定の種類又は特定の事業者等に不当に偏することのないよう、公平中立に行うものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、関係市町村、いきいき支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、介護保険施設、特定相談支援事業者等との連携に努める。

第3条 （事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 あいりケアプラン

所在地 名古屋市西区玉池町217番地

第4条 （職員の職種、員数及び職務の内容）

事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

①管理者 1名(介護支援専門員と兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。従業者に運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

②介護支援専門員 3名 以上

常勤兼務1名(管理者と兼務)、常勤専任 2名以上、

介護支援専門員は、居宅介護支援及び介護予防支援の提供にあたる。

第5条 （営業日及び営業時間）

事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は月曜日から金曜日までとする。ただし、年末年始(12月31日～1月3日)を除く。
- (2) 営業時間は午前9時00分～午後6時00分までとする。
- (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

第6条 (居宅介護支援の提供方法、内容と利用料)

サービスの提供及び内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- ・利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内
- ・使用する課題分析票の種類 居宅サービス計画ガイドライン
- ・サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内
- ・介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回
- ・モニタリングの結果記録 最低月1回
- ・居宅サービス計画の原案内容を利用者または家族に説明し、文書により同意を取る。

- 2 前項の費用支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

第7条 (通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、名古屋市西区、北区、守山区、春日井市、清須市、北名古屋市、豊山町、春日町の区域とする。

第8条 (事故発生時の対応)

介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

第9条 (虐待の防止のための措置に関する事項)

事業者は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の事項を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年2回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年2回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

第10条(その他運営についての留意事項)

事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

採用時研修 採用後 3ヶ月以内

継続研修 1年 1回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社アットと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 附則 この規程は、平成18年9月1日から施行する。
この規程は、平成18年10月1日から施行する。
この規程は、平成19年1月1日から施行する。
この規程は、平成19年1月16日から施行する。
この規程は、平成19年4月20日から施行する。
この規程は、平成20年7月1日から施行する。
この規定は、平成20年8月1日から施行する。
この規定は、平成20年9月1日から施行する。
この規定は、平成21年4月13日から施行する。
この規定は、平成21年5月31日から施行する。
この規定は、平成21年10月1日から施行する。
この規定は、平成22年4月1日から施行する。
この規定は、平成23年3月1日から施行する。
この規定は、平成23年4月1日から施行する。
この規定は、平成23年4月21日から施行する。
この規定は、平成23年6月1日から施行する。
この規定は、平成23年11月1日から施行する。
この規定は、平成24年6月1日から施行する。
この規定は、平成24年8月15日から施行する。
この規定は、平成24年9月20日から施行する。
この規定は、平成25年5月17日から施行する。
この規定は、平成26年2月21日から施行する。
この規定は、平成26年4月21日から施行する。
この規定は、平成27年2月21日から施行する。
この規定は、平成27年3月1日から施行する。

この規定は、平成27年3月25日から施行する。
この規定は、平成28年3月1日から施行する。
この規定は、平成28年4月1日から施行する。
この規定は、平成28年4月21日から施行する。
この規定は、平成29年2月8日から施行する。
この規定は、平成29年4月1日から施行する。
この規定は、平成29年12月1日から施行する。
この規定は、平成29年12月19日から施行する。
この規定は、平成30年5月16日から施行する。
この規定は、平成30年10月2日から施行する。
この規定は、平成31年4月1日から施行する。
この規定は、令和元年10月7日から施行する。
この規定は、令和元年12月16日から施行する。
この規定は、令和2年3月8日から施行する。
この規定は、令和3年4月1日から施行する。
この規定は、令和3年12月1日から施行する。
この規定は、令和4年6月1日から施行する。
この規定は、令和6年4月1日から施行する。